昭島市ネーミングライツの付与に関する指針

第1 この指針の趣旨

この指針は、ネーミングライツの付与について、基本的な考え方をま とめたものです。

第2 ネーミングライツの付与の目的

ネーミングライツの付与は、新たな財源を確保することにより、施設の持続可能な管理、運営につなげ、市民サービスの向上を図ることを目的とします。

第3 ネーミングライツの付与の概要

- 1 ネーミングライツとは、昭島市の施設に企業名等を冠する愛称を命名 する権利及びこれに付帯する権利をいいます。
- 2 施設に企業名等を冠する愛称を命名する権利に付帯する権利とは、看板やチラシ、ウェブページなどの媒体を通して愛称を周知、広報する権利や、当該施設に広告を掲出する権利などをいい、その内容は施設の性格などに応じて、それぞれの契約で定めます。
- 3 ネーミングライツの付与とは、ネーミングライツの付与を受ける者 (以下「ネーミングライツ・パートナー」といいます。) との契約によ り、ネーミングライツを付与する代わりに、ネーミングライツ・パート ナーからその対価等を得て、施設の持続可能な管理、運営に資するため の方法をいいます。
- 4 ネーミングライツの付与により、昭島市は命名された愛称を積極的に使用しますが、命名することができるのは、施設の一般的な呼称として用いられる愛称であり、本市の条例等で定められている正式な施設名を変更するものではありません。
- 5 ネーミングライツの付与は、施設の所有権、経営権などには影響を与 えないものとします。また、ネーミングライツを、第三者に譲渡又は貸 与することはできません。

第4 ネーミングライツの付与の対象

文化施設、スポーツ施設、貸館施設などの公共施設を幅広く対象とし、 その設置や運営の目的、利用や参加の状況などを考慮し、企業名等を冠 する愛称を付すことに支障のない施設を選定します。

第5 ネーミングライツの付与に関する愛称の範囲及び費用負担の区分

- 1 施設に付す愛称は、企業名や商品名などを冠したもので、対象施設の 設置目的にふさわしく、市民に親しみをもってもらえるものとします。
- 2 ネーミングライツの付与に伴う費用負担の区分は、次のとおりとします。
 - (1) ネーミングライツの付与に伴う対象施設に関する看板等の変更については、ネーミングライツ・パートナーの負担とします。
 - (2) 契約期間の終了に伴う原状回復については、ネーミングライツ・パートナーの負担とします。
 - (3) 契約締結後に昭島市が作成する印刷物等に係る名称の変更及び昭 島市のホームページ上の表示の変更(契約終了後の回復を含む。)は、 昭島市の負担とします。

第6 ネーミングライツ・パートナーの募集の方法

- 1 ネーミングライツ・パートナーは、原則、公募するものとします。
- 2 ネーミングライツ・パートナーの募集は、次の2つにより行います。 なお、いずれの場合においても、募集要項を作成し、公表するものとし ます。
 - (1) 施設特定型 市が選定した施設についてネーミングライツ・パートナーの募集を行う場合
 - (2) 提案募集型 ネーミングライツについて団体等からの提案を募集 する場合

第7 ネーミングライツ・パートナーの応募

1 ネーミングライツ・パートナーの応募資格を有する者は、法人格を有 する団体とします。ただし、政治団体・宗教団体、公職にあるものが役 員を務める団体などを除きます。

- 2 応募については、募集要項で様式を定め、原則としてその様式による ものとします。
- 3 市は審査等の必要に応じ、応募者に応募内容の説明を求め、また、登 記事項証明書や決算書類など、必要な書類の提出を求めることができる ものとします。なお、この旨を募集要項に明記するものとします。
- 4 募集要項で定める様式には、おおむね次の事項が含まれるものとします。
 - (1) 応募する団体の名称、代表者名、所在地
 - (2) 応募の趣旨
 - (3) 命名しようとする施設の名称
 - (4) 愛称案(英文表記がある場合はそれを含む。)
 - (5) ネーミングライツの付与の対価としての金額(年額)
 - (6) ネーミングライツの付与の期間
 - (7) 希望する付帯する権利の内容
 - (8) その他案件に応じ必要な事項

第8 ネーミングライツの付与の対価等

ネーミングライツの付与の対価等については、次により決定し、又は 判断します。

(1) 施設特定型

対象施設の利用状況やメディアなどへの露出状況などを勘案し、 類似する施設や他市の例などを参考として、募集の都度、市とし ての希望金額を決定します。

- (2) 提案募集型
 - ア 提案のあった施設ごとに施設特定型の例に準じて、応募金額などが妥当か判断します。
 - イ 提案に対象施設で利用可能な製品等や役務 (サービス) の提供 などが含まれる場合は、それらを含めて判断するものとします。

第9 昭島市ネーミングライツ検討委員会の設置

ネーミングライツの付与に関する事項について検討するため、昭島市 ネーミングライツ検討委員会(以下「検討委員会」といいます。)を設 置します。

第10 ネーミングライツ・パートナーとの契約

- 1 ネーミングライツ・パートナーに応募のあった団体について、検討委員会において提案の総合的な判断を行い、適正なものであると判断する 提案について順位を付すとともに、第1順位者に優先交渉権を付与します。
- 2 昭島市と優先交渉権を付与された者において契約内容の詳細について 協議し、双方が合意に至った時点で契約を締結するものとします。
- 3 昭島市が合意の可能性がないと判断した場合は、優先交渉権を付与された者との協議を打ち切り、第2順位者との協議を開始することができるものとします。また、以降この例により、順次、下位順位者と協議が開始できるものとします。
- 4 契約期間が満了する場合において、ネーミングライツ・パートナーから契約継続の申入れがあったときは、当該ネーミングライツ・パートナーに優先交渉権を付与することができるものとします。この場合において、優先交渉権を付与するかどうかの判断は、検討委員会が行います。

第11 契約の解除

- 1 ネーミングライツ・パートナーの責めに帰すべき事由により、当該施設の愛称の維持が困難であると認められる場合には、昭島市において契約を解除することができるものとします。
- 2 前記1の規定により契約を解除する場合においては、それに伴う原状 回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担するものと します。

第12 この指針の実施

この指針は、平成25年8月13日から実施するものとします。